

いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

本校は、教育目標に掲げる「個性を大切にし、協調と他人を思いやる生徒の育成」のため、いじめを許さない教育環境を築くとともに、生徒が明るく、元気で地域から信頼される学校を目指す。そのために、岩手県教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法及び岩手県いじめ防止等のための基本方針に基づき、岩手県立水沢農業高等学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめ防止及び対策等のための組織

本校は、いじめの防止及び対策を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

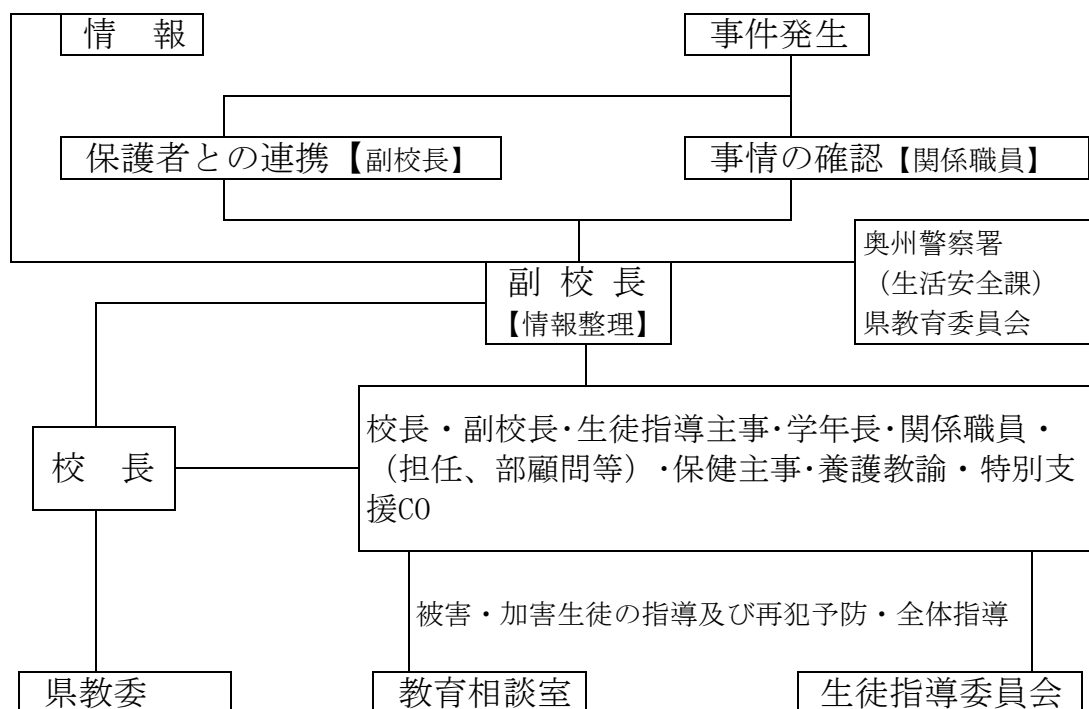
(1) 構成員

校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、学年主任、関係職員（担任、部顧問等）、養護教諭、特別支援C0、その他校長が必要と認める者

(2) 取組内容

- ①基本方針に基づく取り組みの計画、実施
- ②相談通報の窓口及び情報収集
- ③いじめ防止に推進のための生徒の指導及び助言

(3) 組織体制



(4) 家庭・地域との連携

- ①基本方針をホームページや学校通信に掲載するなど、広報活動に努める。
- ②いじめ防止等の取組について、保護者に協力を呼びかける。

(5) 教職員研修

いじめ防止等のための対策について、校内研修を随時実施し、教職員の資質向上を図る。

4 いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒会活動等を通じ生徒が自主的にいじめの問題について考える場を設け、いじめ防止につながる活動に取り組む。

5 いじめの早期発見のための取り組み

- (1) アンケート調査による実態の把握を定期的に行う。
- (2) 学校生活における生徒の観察を常に行い、職員間で情報の共有を図る。
- (3) 授業の中で人権問題について指導（公共・保健・家庭等）を行う。
- (4) 保護者との面談や、日常的な情報交換により、生徒の変化を把握する。
- (5) いじめの兆候が見られた場合は、教職員が速やかに予防的介入を行う。

6 いじめに対する早期対応の取り組み

- (1) いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に報告し組織的な対応をする。
- (2) 被害生徒の訴えを受容する。
- (3) 被害生徒及び通報した生徒の身の安全を最優先に考え対応する。
- (4) いじめの実態と構造の把握、情報収集を速やかに行い、いじめ対策委員会で方針を確認する。
- (5) 被害生徒の精神的ケアを優先し、保護者への速やか事実報告を行う。
- (6) 事後の精神的ケアと支援のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を図りながら、継続した指導を行う。
- (7) 再発防止のため、加害生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (8) インターネット等で行われるいじめにより、生徒の生命・身体及び財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (9) 生徒への具体的指導については、別に定める指導計画に則り、職員の共通理解を図りながら行う。

7 重大事態への対処

- (1) 犯罪行為として取り扱うべき事案及び生徒の生命・心身や財産に、重大な被害が生じた疑いがある場合については、県教育委員会及び警察署と連携し対処する。

- (2) 調査に当たっては、公平性や中立性に配慮しながら、客観的事実の把握に努め、その結果は、学校の設置者に報告する。
- (3) 被害生徒及び保護者に対し、経過報告を含め調査結果を適切に報告する。

8 再発防止

- (1) いじめの解消は、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」であり、相当の期間※が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する。また、被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

※ 相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- (2) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- (3) 加害生徒の処罰に主眼を置くのではなく、生徒の人格の成長や社会性の育成、自他の生命を尊重の精神を養ための適切な指導を行う。
- (4) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。

9 その他

この規定は平成26年 7月 1日から運用する。

平成27年 7月 2日 一部改訂

平成28年 7月19日 一部改訂

平成29年12月20日 一部改訂

令和 5年 8月31日 一部改訂

いじめ防止について(校内指導計画)

1 早期発見(日常の観察)

- (1) 無視されているような生徒はいないか。
- (2) 耐えられない悪ふざけをされている生徒はいないか。
- (3) 些細なことでからかわれたり、馬鹿にされている生徒はいないか。
- (4) 授業中に発言したり、先生の質問に答えるとき、冷やかされたりする生徒はいないか。
- (5) 休み時間に一人である生徒はいないか。
- (6) 周りの目を気にして不安や緊張をしている生徒はいないか。
- (7) 「誰か、これをやってくれ」と生徒に頼んだとき、『〇〇やれ』と、すぐ名前が出て来る生徒はいないか。
- (8) その他

2 早期対応

○被害生徒の指導○

(1) 訴えをよく受け止める。

教師に何を望むかを確認(本人の希望を把握)

- ①先生に知ってもらだけでよい。
- ②これから「いじめ」が起きたとき、関わってほしい。
- ③加害者生徒に注意してほしい。やめさせてほしい。
- ④親に連絡を取ってほしい。

(注) 聞く場所と時間に注意する。被害生徒は、加害生徒達に、先生へ相談する姿を見られたくないもの。「先生にチクッタ」と、さらにいじめが増す可能性がある。

時間的にも被害者、加害者がバッティングしないように配慮する。

(2) いじめの実態と構造をつかむ(詳しく聴取)

- ①加害生徒は誰と誰か。
- ②加害生徒はグループ化しているか。
- ③ターゲットは被害生徒だけか。
- ④どのくらいの頻度で、どのようなことが行われているか。
- ⑤回避するためにどのような行動をとってきたか。
- ⑥親に相談しているか。

(3) 教師の目で授業中や休み時間、放課後、部活動中の様子を把握する。

- ①何人の生徒の視線が被害生徒によく集中しているか。
- ②被害生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られるか。
- ③掃除当番で被害生徒のみが大変な仕事を負わされていないか。
- ④目くばせなどで表面化のやりとりがあるか。

（４）保護者と面談する。

教師にいじめ問題を訴えてきたときは、すでに家庭では相談済みのことが多い。したがって、被害生徒が親への相談の有無を確認し「有」の場合は、早急に保護者と連絡を取ること。

（５）保護者との面談の留意点

受容の姿勢で対応しながら、学校の方策を明確に伝える。

家族・学校・教職員のみinnで被害生徒を支え、この危機状況を一緒に乗り越えていくこと、家族との連携を密にしたいことを伝える。

被害生徒のフォローが第一、そして親の気持ちの安心が第二である。

○加害生徒の指導○

（１）事情聴取は個別に、速やかに行うこと。

加害生徒達は、次のような詭弁をする。

以下①～③は、生徒への指導資料となる。→「自己責任」について教える。

①自分達ばかりではない、どうして自分ばかりが叱られるのか。

→「スピード違反、みんなもしているのに・・・。」と言うことは通じない。

立派な社会人になるために勉強し、訓練するのが学校。君も自分の責任をしっかりと受けとめる社会人になってほしい。

②いじめているつもりはなかった。○○君（被害生徒）だって一緒に楽しんでた。遊んでいた○○君（被害生徒）だって嫌なら嫌と言えはいいのに、そうしたらやらなかった・・・。

→「相手が望んでいないのにプロレスの技をかけたら、それは暴力行為だ。もし通りがかりの人にそうしたらどう思う。」「嫌だ」と言わないから楽しんでた遊んでいたということにはならない。

③掃除をさぼった。約束を破ったこともある。どうして○○君（被害生徒）は注意されない。

→掃除をさぼった。約束を守らない。だからいじめて良いということにはならない。